

(兒童福祉分野版)  
保育所  
【推奨評価基準】

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A② A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に  
取り組んでいる。……………1

## A-4 子どもの発達・生活援助

### A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A② A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取組んでいる。

#### 【判断基準】

- a) 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取組んでいる。
- b) 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取組んでいるが、十分ではない。
- c) 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取組んでいない。

#### 評価の着眼点

「就業規則」等の規定に体罰等の禁止を明記している。

体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。

#### 評価基準の考え方と評価の留意点

##### (1) 目的

○本評価基準では、身体的、精神的な暴力、言葉の暴力、無視や放任といった不適切な対応を防止し、排除するための仕組みについて評価します。

##### (2) 趣旨・解説

○保育所では、いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為は許されるものではありません。

○職員研修等を通じて体罰等を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰等の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、体罰等を必要としない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。

##### (3) 評価の留意点

○「就業規則」等に体罰等の禁止が明記されるとともに、体罰等の起こりやすい状況や場面について話し合いや援助技術の獲得に向けての研修の実施など、具体的な取組に着目して評価します。